



モバイル接続料の検証について

令和 8 年 6 月 9 日
事 務 局

論点

- ◆ これまでの議論を踏まえ、状況を確認するとともに、算定方法を更に精緻化すべき点がないか検討する。
 - ・ 2025年度届出接続料における予測値算定は、費用配賦の更なる見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測となっているのではないか。
 - ・ 予測値と実績値の乖離について、費用配賦見直しの激変緩和措置により、2024年度精算接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料を上限とすることとしており、2024年度接続料の予測値と実績値の乖離が発生しないため、今回は検証が困難。
 - ・ 一部事業者においては、2024年度に届出された予測接続料よりも、**2025年度に届出された予測接続料が上昇**しているところ、そのような状況を踏まえて、**MNOによるMVNOへの情報開示状況**について確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測値の算定について

- 当社は、**従前より予測接続料について、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定を実施。**【NTTドコモ】
- **一体算定に対応した予測を行っている。**【KDDI】
- 2025年度届出予測接続料について、**費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応し、予測接続料を算定。**【ソフトバンク】

2) 予測値と実績値の乖離、予測値と予測値の乖離について

- 2024年度精算接続料は激変緩和措置により予測接続料との差異なし。**2026/2027年度予測接続料は、原価の増加と需要の減少により前年届出と乖離が発生。**【NTTドコモ】
- 予測接続料について、**25年度届出接続料は前年度届出接続料から4～5%上昇。**予測接続料単価の**主な上昇要因は原価の増加。**費用配賦見直し後の実績が23年度分（1年度分）のみであり、予測接続会計に当該影響を十分に反映できず、その結果、予測接続料の精度にも影響。【KDDI】
- 一部事業者において、**前年度の予測を上回る予測接続料の届出**がされており、今後も物価上昇や加入光ファイバ接続料の上昇など、MNOのコスト増に繋がる要因が見込まれることから、**今年度以降も予測接続料が前年度予測を上回ることが想定される。**データ接続料が前年度予測を大きく上回る場合には、MVNOの事業運営に影響を及ぼすことが懸念されるため、複数年度での平準化など、**MVNOへの負担軽減を図るための措置について事前に検討いただきたい。**【MVNO委員会】
- 移動通信における1契約当たりの平均トラフィックは年々増加している状況であり、MVNOが通信品質を確保していくには継続的な帯域の増強が必要。このような局面では、データ接続料が低廉していかなければ、MVNOのコスト吸収努力では限界があり、今後、MVNOの事業運営に影響を及ぼすことが考えられ、ユーザ料金への反映も想定される。
MVNOがユーザに対して、現在と同等以上の通信品質で低廉なサービスを提供していくためには、第八次報告書に「MNO各社は、令和8年度以降も、費用の削減や需要の喚起に取り組み、データ接続料の低廉化に取り組むことが適当である」とあるように、**MNO各社においては引き続きデータ接続料の低廉化に取り組んでいただきたい。**【MVNO委員会】

ヒアリング結果

3) MVNOへの情報開示について

- 当社は、従前よりMVNOが必要とする事項について、理解できるような情報提供に努めるとともに、個別に協議にて説明するなどして真摯に対応。**法令に基づく開示項目以上の情報を積極的に提供。加えて昨年度からは都度の開示申込を不要とするよう運用を改善し、情報開示を推進。さらに今年度は予測接続料の上昇を踏まえ、項目ごとに前年度からの乖離理由を追加。【NTTドコモ】**
- MVNOからの問い合わせに対し、**激変緩和措置がなかった場合の諸情報の開示や、予測接続料に係る主な差異要因についての説明を実施**。また、これまではMVNOからの都度の要望に応じて情報開示していたところ、要望をいただいたMVNOに対して当社から**定期的に情報開示をするように運用を見直している**。今後もご要望を踏まえて情報開示に努めていく考え。【KDDI】
- 2025年度届出に関する情報開示について、予測値と実績値の差異等を1月に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、**タイムリーに情報提供を実施**。【ソフトバンク】
- 接続料の算定等に関する研究会の第九次報告書にて積極的な情報開示が必要であることとMNOによる情報開示状況を確認することが適当であると結論付けられているところ、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況であるものの、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「説明が定性的で予測値への影響が分からない」との声は引き続き上げられており、予測接続料が前年届出を上回る状況であり、MNOのコスト増加の要因が存在し今年度以降も前年届出を上回る可能性があることを踏まえれば、**MNO各社の開示情報の同等性確保、説明の充実が望まれる**。
MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できていないが、前項のような声がMVNOから上がっている現状を踏まえると、**MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識**しており、「予測値と実績値の差異」、「予測値と予測値の差異」及び「3か年の予測値」について、**定量的な内容（原価・利潤・需要）に加えて差異要因や予測の考え方等の具体的な説明をMNO各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要**。【MVNO委員会】

【委員意見】

- 全体として改善に取り組んでおられるものと認識している。単に数値や、あるいは前年度の比較割合といったものではない、乖離や差異の要因説明に取り組んでいただいているものと理解しているので、公正競争、それから利用者等の利益保護の観点からも、今後もぜひ積極的に行っていただければと思う。

追加質問回答

- ◆ MVNO委員会の資料において、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「説明が定性的で予測値への影響が分からない」といった意見があったとのことだが、具体的に、どのMNOのどの情報の開示が不足していると考えているのか。（対MVNO委員会、IIJ）
 - MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会として具体的な事業者名や不足情報を個別に把握・特定してお示しすることは難しいですが、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性を確保する観点からは、MNO各社から定量的な情報が継続的に開示され、MVNOがMNOの接続料予測に係る前提や考え方を数値から検証できることが重要であると考えております。
具体的には、「予測値と実績値の差異」、「前年度の予測値と今年度の予測値の差異」及び「3か年の予測値」について、原価・利潤・需要の項目ごとの推移を定量的に示した上で、
 - ・原価・利潤・需要の増減要因及び接続料の差異の主な要因
 - ・予測接続料における原価・利潤・需要の予測の前提・考え方等について、可能な範囲で定量的に説明を行っていただくことが、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保に資すると考えます。【MVNO委員会】
 - （開示を希望する情報）
MNOからの情報開示に関しては、できる限り具体的な数値及びその変動に至る背景情報の提供を希望いたします。他方で、各社事業運営上の機密情報も含まれることが想定されるため、情報開示が可能と考えられる範囲において、以下の情報をご提供頂くことを希望いたします。
 - ・実績vs予測 ① 原価・利潤・需要に関して、暫定精算に使用された予測接続料から精算接続料への変化率
 - ② 原価に利潤を加えたものに対する原価の比率
 - ③ ①の変化を生じさせた主な要因
 - ・予測vs予測 ① 原価・利潤・需要に関して、前年度届出の予測接続料から今年度届出の予測接続料への変化率
(N+1年度予測接続料の、N-1年度公表値とN年度公表値の各要素での変化率)
 - ② 原価に利潤を加えたものに対する原価の比率
 - ③ ①の変化を生じさせた主な要因
 - ・3か年の予測値 ① 第二種指定設備管理運営費・正味固定資産価額・需要に関して、精算接続料から以降3か年の各年度予測接続料への変化率
 - ② ①の予測値の算定に関する考え方

(開示が不足していると考えている情報)

考え方（案）

- ◆ 2025年度以降に届出された予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎とし、また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定されていることが確認された。
- ◆ MVNOからは、今年度以降も予測接続料が前年度予測を上回ることが想定されることから、データ接続料が前年度予測を大きく上回る場合には、影響を緩和する観点から、複数年度での平準化など、MVNOへの負担軽減を図るための措置について事前に検討を求める意見があった。

この点、2025年度に届出されたデータ接続料については、2024年度精算接続料に費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されているが、仮に当該措置がなかった場合には、2024年度精算接続料についても予測接続料と同様の要因による値上げが発生し、MVNOにはMNOに対する追加的な支払が生じていた可能性がある。MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（以下「MVNOガイドライン」という。）では、このように**精算接続料が予測接続料を上回った場合**について、**MVNOからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等MVNOへの負担軽減を図るための措置をMNOが自主的に行うことが望ましい**とされている。

予測接続料が前年度予測を大きく上回るような場合、基本的にはその前段として精算接続料が予測接続料を上回ることが想定されることから、そのような場合、MNO及びMVNOは、まずはMVNOガイドラインの記載も踏まえ精算接続料に係る措置について協議し、その後、必要に応じて予測接続料に係る措置について検討することが適当ではないか。

また、その場合であっても、**予測接続料に係る措置については**、予測接続料を「複数年度で平準化」した場合、接続料の上昇が継続する局面では雪だるま式に後年度の予測接続料が上昇するおそれがあること、MVNOの契約帯域等に変動があった場合にMVNO間の公平性に課題があると考えられること、最終的には精算接続料で精算を行うこと等を踏まえて、上述の精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置に係るMVNOガイドラインの記載も参考に、**慎重に検討することが適当**ではないか。

- ◆ MVNOへの情報開示について、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは、引き続き、開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があった。

MVNOガイドラインでは、MNOによるMVNOへの情報提供について、二種情報開示告示の規定に基づく開示に加え、**予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、MNOにおいて自主的な取組として、MVNOとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい**とされている。

上述のとおり、予測接続料が前年度予測を大きく上回るような場合、基本的にはその前段として精算接続料が予測接続料を上回ることが想定されることから、そのような場合、MNOは、まずはMVNOガイドラインの記載も踏まえ、MVNOとの個別対応の中で、精算接続料における予測と実績の乖離の理由について、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。その上で、予測接続料における予測と実績の乖離の理由についても、精算接続料における予測と実績の乖離に係る情報提供と同様の対応を行うことが望ましいのではないか。

- ◆ なお、仮に今後データ接続料の上昇傾向が継続した場合、2026年12月に届出される2025年度精算接続料には費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されるため、最短では、2027年12月に届出される2026年度精算接続料において、精算接続料が予測接続料を上回り、MVNOにMNOに対する追加的な支払が生じる可能性がある。このため、**MNOにおいては、2027年2月の予測接続料の届出や2026年度接続会計の提出・公表の時点で、2026年度精算接続料が予測接続料を上回る見込みとなる場合には、予めMVNOに情報提供を行うことが望ましい**のではないか。また、総務省においては、これらを踏まえ、**引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当**ではないか。

論点

- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、累次の見直しを行ってきているところだが、2025年度届出接続料の水準等を踏まえて、更に検討すべき点があるか。特に、**空中線設備の配賦方法**について、2025年度以降の接続会計においては回線数比の算出方法を報告規則ベースに統一することとしたところ、将来的に回線数比からトラヒック比へ見直すことを含め、**ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当**ということによいか。
- ◆ ステップ2・3について、累次の議論を踏まえ一定の明確化を図ってきたところであり、2025年度届出接続料においても、原価の各社の抽出・配賦に関する考え方に大きな変更はなく、一貫性は確保されていると考えられるのではないか。
- ◆ MNO各社の衛星直接通信の開始により、通常SMSや音声接続と衛星直接通信によるSMSや音声接続が一体的に提供される場合、SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性があるが、検討すべき事項はあるか。

ヒアリング結果

1) ステップ1について

- 空中線設備について依然判然としない点があることから、**追加検証を実施すべき**。なお、前年度の追加検証の結果、回線数比の算出方法の統一等の見直しが図られ、見直しの結果が反映されるのは2026年度届出接続料であるため、その結果を踏まえる必要がある。また、ビル&キープ方式の原則化は音声接続事業者等から様々な意見が寄せられており、導入時期や導入方法について丁寧に議論が必要と考えるため、**追加検証とは切り離して検討すべき**。【NTTドコモ】
- 個々の配賦基準自体は一定の合理性があったとしても、特定の音声・データ共通設備の多寡が接続料水準に大きく影響する現状は、コストの実態を適切に反映できていないおそれ。ビル&キープの原則化に向けて、接続料のアンバランスを適正化し、円滑な移行を促進していく観点からも**一律の基準（トラヒック比）に見直すべき**。【KDDI】
- ここ数年の見直し議論の結果、各社の接続料水準は縮小傾向であること及び既に一定の事業者共通の費用配賦方法が整理されていること等から、回線数比とトラヒック比の採用に関する**更なる費用配賦方法の見直しは不要**。加えて、「音声伝送役務に係る既存の接続ルールを抜本的に見直すことにより、事業者・行政双方における規制対応コストの最小化を図ること（接続政策委員会第74回 事務局殿 資料 1 p.5より抜粋）」等を目的としてビル&キープ方式についての議論もなされている中、並行して更なる当該費用配賦方法の見直しを議論することは、**かえって事業者・行政双方における規制対応コストの増大を招くものであり適切でない**。【ソフトバンク】

2) ステップ2・3について

- 今年度に関しても昨年度同様、ステップ2・3については、各社の考え方や配賦・抽出の状況を確認し、**一貫性は担保されていることが確認されている**。なお、回線容量課金対象外費用の推移については、17の4の2でも確認が可能であり、例年と比べて大きくトレンドから逸脱する動きがあった場合は、検知が可能であるため、今後会計ルールの新たな変更等がないようであれば、別表17の4の10は記載を省略するのが適当。【NTTドコモ】
- 累次の議論を踏まえて一定の明確化が図られてきていると理解しており、**一貫性は確保されている**。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないため、引き続き様式第17の4の10にてご報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

ヒアリング結果

3) SMS接続料や音声接続料原価に衛星コストが算入される可能性があるが、検討すべき事項はあるか。

- 衛星直接通信提供に係るコストは、通常の地上通信同様、**発信側はユーザから回収し、着信側は接続料によって発信側事業者から回収することが適当**。衛星直接通信に係る接続料は、**応分負担にて過不足なく回収することを前提にMNO 3社間で考え方を統一することが適当**。例えば、衛星直接通信の費用配賦の考え方等に各社で差異が生じないようにすることが考えられる。【NTTドコモ】
- 音声と同様双務的であるため**SMS接続料についてもビル&キープ方式の導入を検討すべき**。なお、ビル&キープ方式導入までの間は、衛星コストの算入要件については、少なくとも**MNO 3社で考え方を統一すべき**。【KDDI】
- 衛星直接通信は、通常（携帯電話）のSMSや音声と相互接続している事業者ごとに、接続の有無を制御できないため、携帯電話との一体的な提供が不可避。このような制約も踏まえ、衛星コストの接続料原価への算入の在り方を検討すべき。なお、SMSについては、既にMNO3社が通常のSMSとの一体的な提供を開始しており、今後音声サービスも一体的な提供が順次開始されると考えられる。【ソフトバンク】

【委員意見】

- 接続料の上昇の可能性も十分考えられるところ、利用者の利益を保護という意味でも、あまりに3社で違うような対応というのは回避しておくべきであり、法令上もそのような対応が適切だと思う。

考え方（案）

- ◆ ステップ1の音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦について、2025年度届出接続料の水準等を踏まえて、新たな論点は発生しているわけではないと考えられるため、**空中線設備の配賦方法**については、将来的に回線数比からトラヒック比へ見直すことを含め、**ビル&キープ方式の原則化の議論も踏まえて、引き続き検討することが適当ではないか**。また、2025年度の接続会計における回線数比の算出方法については、2026年度届出接続料の検証において確認することが適当ではないか。
- ◆ ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要ではないか。
- ◆ 衛星直接通信に係るコストの算入については、**差し当たりSMS接続料について、MNO 3社間で考え方を統一することが適当**であり、**まずは事業者間で協議を行い、2027年3月の接続料届出までに一定の結論を得ることが適当ではないか**。

論点

- ◆ 「投資その他の資産」がレートベースに占める割合について、一部の事業社において増加が見られるものの、正味固定資産価額に比べるとその割合は大きくない。また、「貯蔵品」がレートベースに占める割合については引き続き僅少。引き続き、**予測対象とする必要は認められないのではない**か。
- ◆ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦の更なる見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、費用配賦見直しの激変緩和措置により、データ接続料は2025年度接続料までは見直し前の水準が維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは2026年度接続料以降となることが想定される）。

ヒアリング結果

1) 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加について

- 「投資その他の資産」のレートベースに占める割合は 、「貯蔵品」のレートベースに占める割合は であり、当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、**予測接続料に与える影響は軽微**。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく**影響は軽微**であるため、**引き続き予測対象とすることは不要**。【KDDI】
- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく**予測接続料へ与える影響は軽微**であることから、**現行通りの考え方で問題ない**。【ソフトバンク】

考え方（案）

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、**予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当**ではないか。

論点

- ◆ これまでの議論を踏まえ、状況を確認するとともに、更に検討すべき点がないか確認する。
 - ・ MNOとMVNO間のPOIの冗長構成については、MNOから、新たな冗長構成が可能になった等としてMVNOに対して新たな情報提供を行ったとの報告はなかった。
 - ・ 各社の設備運用方針について、需要の考え方は昨年から大きな変更はなく、一貫性が確保されているのではないかと。他方、一部の事業者において、「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大しているところ、恣意的な運用がなされていないか確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性 (POI冗長構成)

- 当社では、研究会の議論を受けて、冗長系を地域分散（別拠点に設置）する構成を当社ホームページに掲載することで**2024年度に情報提供済み**。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、今後も引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】
- MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能な旨は**2024年6月に案内**しており、MVNO殿に情報提供を行った結果、【ソフトバンク】

2) 設備運用方針について (一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィックの関係」)

- 今回の検証において、需要の考え方は**一貫性が確保されていることが確認された**と認識。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。なお、当社は「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差に大きな変動はない。【NTTドコモ】
- 当社需要は、実トラフィックに対し、需要予測の不確実性や設備増設に係るリードタイム、設備増設遅延のリスク等を踏まえて設定。24年度からは5GSAを一体算定としたことで、**需要は増加**。【KDDI】
- 設備運用方針については、昨年から変更はなく、**一貫性は確保されている**。接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」(MVNOガイドラインp.31)、すなわち**現実的にトラフィックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される**。【ソフトバンク】

考え方 (案)

- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。
- ◆ なお、一部の事業者において「冗長分を含む設備容量」と「接続料算定の需要に用いる設備容量」との差が拡大している点については、事業者からの説明を踏まえると、現時点で恣意的な運用がなされているとまでは確認できないが、引き続き状況を注視することとし、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。

論点

- ◆ 接続料の算定等に関する研究会第八次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、**費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが**、MNOや中継事業者から**MVNOへの音声卸料金に反映**が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があり、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当と整理。同研究会第九次報告書においては、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、**費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況はどうか。**

ヒアリング結果

- 当社はすでに[]にMVNOが音声卸をより使いやすくなるように**音声卸料金を見直し**。見直した音声卸料金は音声卸を選択している多くのMVNOにご利用いただいております。当社は、5Gの拡大に努めている。【NTTドコモ】
- ほとんどの卸先事業者が00XY自動接続を利用しており、当該接続料には配賦見直しの影響が反映されている。音声卸料金については卸先事業者の要望に応じて見直し可否等の検討を行っていく考え。【KDDI】
- 卸料金は接続料の改定にあわせて**毎年見直し**を検討。基本的に音声卸料金は**音声接続料に一定程度連動させており**、[]
[]【ソフトバンク】
- モバイル接続料の費用配賦の見直しにより、2025年度届出の音声接続料が低廉化したところ、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金にも反映が期待されるため、公正な競争環境の確保の観点から、**引き続き定期的な確認や検証等をお願いしたい**。【MVNO委員会】

考え方（案）

- ◆ 費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況について、2025年度に届出のあった音声接続料は費用配賦見直しの激変緩和措置が終了した影響もあり低減している一方で、音声卸料金については一部の事業者は現時点では見直しが行われていない状況であり、**引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当ではないか。**

論点

- ◆ 同研究会第八次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、**5Gホームルーターサービス**について特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO 3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、**協議の状況はどうか**。

ヒアリング結果

- 当社は、5GホームルーターサービスについてMVNOが実現したいサービス提供イメージの具体化や費用について**前向きに協議を実施**。なお、提供までの期間やコストを鑑み、引き続き、にて検討・協議を実施。【NTTドコモ】
- 【KDDI】
- 【ソフトバンク】
- 本委員会によるアンケート調査の結果、回答のあった12社中2社がMNOとの協議を進めており、2社共に協議が進展したとの回答があった。協議が進展したとの回答があった2社からは**具体的な課題は挙げられなかった**。【MVNO委員会】
- 5Gホームルーターサービスの提供については、複数のMNOと協議を進めている。その提供条件や提供形態については各社異なっているが、当社から当該サービスを提供する際のビジネス的なメリットに懸念があることから、当社としても慎重に検討を進めている状況。【IIJ】

考え方（案）

- ◆ 5Gホームルーターサービスに係る協議については、引き続き事業者間で協議が行われているが、MNO、MVNOの双方から特段の課題は示されていない。

論点

- ◆ 同研究会第八次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった。同研究会第九次報告書において、IMS接続の協議状況について確認した結果、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、**事業者間で協議が進展**していることが確認されたが、引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当とされたところ、**協議の状況はどうか**。

ヒアリング結果

- 当社は25年12月に接続約款を改正し、**「IMS接続機能」を提供開始**。また、当該事業者による音声相互接続開始に向け、相互接続試験を継続実施。当該事業者による音声相互接続開始には他の音声接続事業者との調整も必要となるため、当該事業者は他の音声相互接続事業者とも調整している模様（26年11月相互接続開始予定）。なお、IMS接続機能を提供開始したため、**音声卸と接続との代替性を改めて判断することが必要**。【NTTドコモ】
- 【KDDI】
- 【ソフトバンク】
- 本委員会によるアンケート調査の結果、回答のあった12社中2社がMNOとの協議を進めており、うち1社は協議が進展するも、課題があるとの回答があった。具体的な課題としては、IMS接続機能に係る接続料について、**提示された料金に対する根拠等の開示が不十分**であり、**透明性確保の観点で課題がある**との回答があった。【MVNO委員会】

考え方（案）

- ◆ IMS接続の協議状況について、事業者間で協議が進展しており、NTTドコモにおいては接続約款に基づく「IMS接続機能」の提供が開始されていることが確認された。**引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当ではないか**。
- ◆ なお、一部MVNOから、MNOから提示された料金に関し透明性の観点から課題があるとの指摘があった点について、これがMNOからMVNOに対する卸電気通信役務の提供によるものか、事業者間接続によるものか不明であるが、二種指定設備設置事業者の設定する接続料については、二種接続料規則で定められたアンバンドル機能以外の機能に係る接続料であっても、電気通信事業法第34条第3項第2号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められることに留意しつつ、まずは事業者間で引き続き協議を行うことが適当ではないか。

ヒアリング結果

- 接続料届出に係る各種報告物について、事業者の報告稼働及び総務省の確認稼働等削減を目的に、接続料水準への影響軽微のものは省略等することで、効率化の検討をお願いしたい。
 - ・別表削減案①回線容量単位接続料の対象外費用：接続会計から接続料原価を算定する過程を報告しているが、そもそも接続料対象原価外項目は省略できないか
 - ・別表削減案②正味固定資産価額：接続会計をもとにレートベースを算定した結果を報告。その際集計稼働削減の観点から全体の1%未満の資産は省略できないか【NTTドコモ】

考え方（案）

- ◆ 接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、**今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当ではないか。**